

◎新潟県教育委員会訓令第1号

教育庁本庁
県立学校

新潟県立学校職員安全衛生管理規程（平成9年4月新潟県教育長訓令第8号）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から実施する。

令和2年3月24日

新潟県教育委員会

教育長 稲 荷 善 之

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には当該移動項等（以下「削除項等」という。）を削り、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに削除項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>給食調理場 学校に附設する給食調理場を一括して一の事業場としたものをいう。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(衛生管理者又は衛生推進者及び安全衛生推進者)</p> <p>第9条 (略)</p> <p><u>2 給食調理場に、安全衛生推進者を置く。</u></p> <p><u>3 衛生管理者又は衛生推進者は、当該所属の職員のうち、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）第7条第1項第3号又は第12条の3の規定による資格を有する者の中から校長が選任する。</u></p> <p><u>4 安全衛生推進者は、安衛則第12条の3の規定による資格を有する者の中から教育長が選任する。</u></p> <p>(衛生管理者、衛生推進者及び安全衛生推進者の職務)</p> <p>第10条 衛生管理者及び衛生推進者は、次の各号に掲げる業務のうち衛生に係る技術的事項を管理する。</p> <p>(1) 職員の<u>危険又は健康障害を防止するための措置</u>に関すること。</p> <p>(2) 職員の<u>安全又は衛生のための教育の実施</u>に関すること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>労働災害の原因の調査及び再発防止対策</u>に関</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 給食調理場 学校に附設する給食調理場をいう。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(衛生管理者又は衛生推進者)</p> <p>第9条 (略)</p> <p><u>2 衛生管理者又は衛生推進者は、当該所属の職員のうち、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）第7条第1項第3号又は第12条の3の規定による資格を有する者の中から校長が選任する。</u></p> <p>(衛生管理者及び衛生推進者の職務)</p> <p>第10条 衛生管理者及び衛生推進者は、次の各号に掲げる業務のうち衛生に係る技術的事項を管理する。</p> <p>(1) 職員の健康障害を防止するための措置に関すること。</p> <p>(2) 職員の衛生のための教育の実施に関すること。</p> <p>(3) (略)</p>

<p>すること。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、職員の<u>安全衛生</u>に関すること。</p> <p>2 <u>安全衛生推進者は、前項各号に掲げる業務のうち安全衛生に係る技術的事項を管理する。</u></p> <p>3 衛生管理者又は衛生推進者は、職場を巡視し、衛生状態等に有害のおそれがあるときは、直ちに、職員の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(安全衛生担当者)</p> <p>第 12 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 安全衛生担当者は、<u>当該調理場における安全衛生管理者並びに衛生管理者若しくは衛生推進者及び安全衛生推進者の業務を補助する。</u></p> <p>(学校管理医の職務)</p> <p>第 14 条 学校管理医は、次に掲げる事項で、医学に関する専門的知識を必要とするものを行い、当該業務に関する事項について、校長に勧告し、又は安全衛生管理者若しくは衛生管理者若しくは衛生推進者若しくは<u>安全衛生推進者</u>に指導若しくは助言することができる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(健康管理医)</p> <p>第 15 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第 1 項の規定にかかわらず、教育長が必要と認めるときは、定時制及び通信制の課程（学校に 2 つ以上の課程が設置されている場合に限る。）並びに分校に健康管理医を置くことができる。</p> <p>(健康管理医の職務)</p> <p>第 16 条 健康管理医は、次に掲げる事項で、医学に関する専門的知識を必要とするものを行う。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(報告)</p> <p>第 39 条 校長は、次の各号に掲げる場合に、安衛則の定めるところにより、新潟県人事委員会が定める労働基準監督機関の職権行使区分に従い、新潟県人事委員会又は学校の所在地を管轄する労働基準監督署に報告書を提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>(4) 前各号に掲げるもののほか、職員の衛生に関すること。</p> <p>2 衛生管理者又は衛生推進者は、職場を巡視し、衛生状態等に有害のおそれがあるときは、直ちに、職員の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(安全衛生担当者)</p> <p>第 12 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 安全衛生担当者は、給食調理場における安全衛生管理者及び衛生管理者<u>又は衛生推進者の業務を補助する。</u></p> <p>(学校管理医の職務)</p> <p>第 14 条 学校管理医は、次に掲げる事項で、医学に関する専門的知識を必要とするものを行い、当該業務に関する事項について、校長に勧告し、又は安全衛生管理者若しくは衛生管理者若しくは衛生推進者に指導若しくは助言することができる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(健康管理医)</p> <p>第 15 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第 1 項の規定にかかわらず、教育長が必要と認めるときは、定時制及び通信制の課程（学校に 2 つ以上の課程が設置されている場合に限る。）並びに分校（以下「分校等」という。）に健康管理医を置くことができる。</p> <p>(健康管理医の職務)</p> <p>第 16 条 健康管理医は、<u>当該分校等における、次に掲げる事項で、医学に関する専門的知識を必要とするものを行う。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(報告)</p> <p>第 39 条 校長は、次の各号に掲げる場合に、安衛則の定めるところにより、新潟県人事委員会が定める労働基準監督機関の職権行使区分に従い、新潟県人事委員会又は学校の所在地を管轄する労働基準監督署に報告書を提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p>
---	--

<p>(2) <u>産業医（学校管理医）を選任した場合（常時50人以上の職員を有する学校に限る。）</u></p> <p><u>(3)（略）</u></p> <p>2（略）</p> <p>第40条 <u>教育長は、安全衛生推進者を選任したときは、学校総括安全衛生管理者に別に定める報告書を提出しなければならない。</u></p> <p>2 <u>校長は、衛生管理者、衛生推進者、作業主任者及び安全衛生担当者を選任したときは、学校総括安全衛生管理者に別に定める報告書を提出しなければならない。</u></p>	<p>(2)（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第40条 <u>校長は、衛生管理者、衛生推進者、作業主任者及び安全衛生担当者を選任したときは、学校総括安全衛生管理者に別に定める報告書を提出しなければならない。</u></p>
--	--